

茨城工業高等専門学校参与会規則

〔平成14年10月23日
制 定〕

(設置)

第1条 茨城工業高等専門学校(以下「本校」という。)に本校以外の有識者による参与会を置く。

(目的)

第2条 参与会は、本校の教育研究活動等の状況について評価及び助言等の提言を行ない、本校での自己点検・評価に関する活動を支援することを目的とする。

(任務)

第3条 参与会は、次の各号に掲げる事項について、校長の諮問に応じて外部評価を実施するものとする。

- (1) 本校の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
- (2) 本校の教育研究活動等の状況について本校が行う自己点検・評価に関する事項
- (3) その他本校の運営に関する事項

(組織)

第4条 参与会は、本校の職員以外の者で次の各号に掲げる参与若干名をもって組織する。

- (1) 大学又は高等専門学校等の教育研究機関の教員等
- (2) 産業・経済界の関係者
- (3) 本校の所在する地域の関係者
- (4) 本校を卒業又は修了した者
- (5) その他高等専門学校に関し広くかつ高い識見を有する者

(委嘱)

第5条 参与は、校長が委嘱する。

(任期)

第6条 参与の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の参与に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第7条 参与会に、会長を置き、校長が指名する。

2 会長に支障があるときは、校長が指名する参与がその職務を代行する。

(運営)

第8条 参与会の会議は、校長が招集し、会長がその議長となる。

(意見の聴取)

第9条 会長が必要と認めたときは、参与以外の者を前条の会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(事務)

第10条 参与会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、参与会の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成14年10月23日から施行する。
- 2 茨城工業高等専門学校外部評価委員会設置要項(平成13年11月7日制定)は、廃止する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。